

令和7年度

川口市商店改修事業補助金のご案内



申請受付：令和7年4月1日（火）～

お問合せ：川口市役所 産業振興課 商業観光係

TEL 048-259-9018（商業観光係直通）

FAX 048-258-1161

令和7年度 川口市商店改修事業補助金のご案内

市内で店舗を営む方が、店舗の集客力や買物環境の向上を目的とした店舗の改修工事を行う際に補助金を交付します。

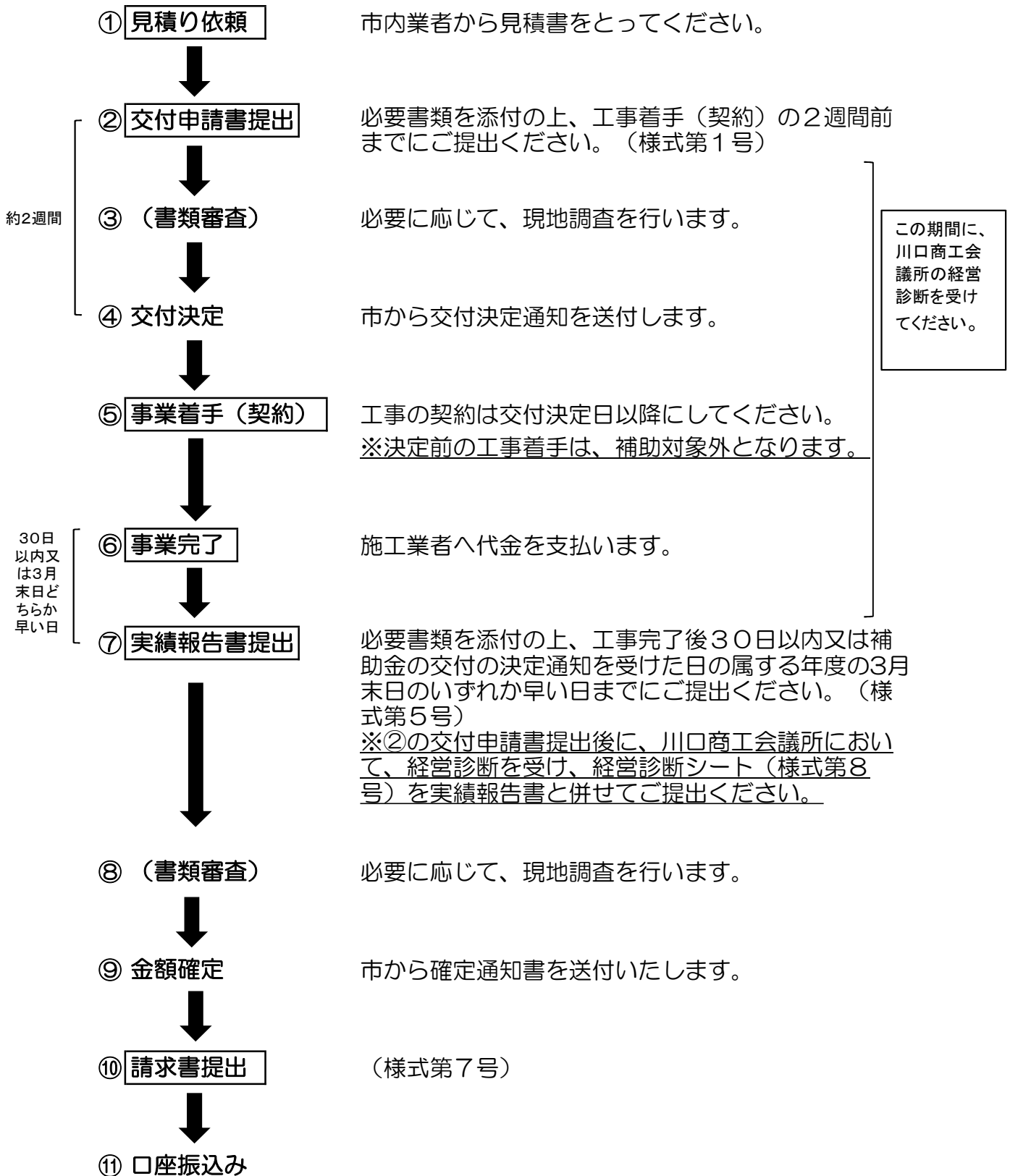
〇制度の概要

下表①～③の項目については、各要件すべてに当てはまる必要があります。

項 目	内 容
①対象者	(1)川口市に住民登録のある個人又は、法人市民税に関する届出のある法人であること。 (2)納期の到来した市税（法人であって、その代表者が本市において住民基本台帳に記録されている場合にあっては、当該者の市税を含む）を完納していること。 (3)暴力団関係者でないこと。
②対象店舗	(1)別表1に定める小売業・飲食業・生活関連サービス業などを主として営む店舗で、常時看板を掲出し不特定多数の来客があること。 (2)店舗の床面積の合計が、200㎡未満であること。 (3)1万㎡以上の大規模小売店舗内のテナント物件ではないこと。 〔1万㎡以上の大型店：イオンモール川口前川、アリオ川口、ミエルかわぐち、 ウラガーデン川口、イオンモール川口〕 (4)5年以上の営業実績があること。 (5)通常、1週間当たり5日以上営業を行っていること。 (6)「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「特定遊興飲食店営業」ではないこと。 (7)社会通念上公序良俗に反する事業を行っていないこと。 (8)宗教活動や政治活動を主とする事業を行っていないこと。
③対象事業	(1)20万円以上（消費税を除く）の工事であること。 (2)市内に本社がある法人又は、市内に住所がある個人に請け負わせた工事であること。 (3)国、県及び市の他の補助金を利用する工事でないこと。
④対象経費	対象とする経費は、別表2の工事費用とする。（消費税を除く）
⑤補助金額	◆補助率 補助対象経費の <u>30%以内</u> （1,000円未満切り捨て） ◆補助上限額 1店舗50万円
⑥経営診断	補助金交付申請後、川口商工会議所において経営診断を受け、実績報告時に経営診断シートを提出すること。

※本補助金は課税対象となります。詳しくは税務署にご確認ください。

○補助金交付手続きの流れ



※事業終了後、経営状況確認のアンケート調査を実施いたしますのでご協力をお願いいたします。

○交付申請書の提出について

工事の契約の 14 日前まで。※既に着手した工事は受付できません。

- 申請受付開始日 令和7年4月1日（火）～
- 申込みは先着順です。予算額に達した場合、申請の受付を終了させていただきます。
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝・年末年始をのぞく）
- 受付場所 第一本庁舎5階 産業振興課
- 同一事業者による申請は、1年度1回とします。

※交付申請書は、郵送で提出することはできません。

交付申請書提出書類

◆必ず提出するもの

- ①川口市商店改修事業補助金交付申請書（様式第1号、別紙1～3号）
- ②改修工事の見積書の写し
 - 工事内容及び消費税を除いた合計金額の記載のあるもの
 - 有効期限内のもの
- ③着工前の現場写真
 - 店舗の外観写真
 - 改修工事箇所のすべての写真
- ④店舗位置図（住宅地図等で店舗の場所が分かるもの）
- ⑤口座振替依頼書（様式第9号）
 - 「通帳の表紙のコピー」と、「通帳表紙裏ページのコピー」を添付してください

◆貸借している店舗の場合

- ①店舗改修工事同意書（様式第11号）
- ②賃貸契約書の写し

◆本人以外が申請手続等を代行する場合

- ①委任状（様式第10号）

◆同一商店街内の商店街加盟店舗が、商店街代表者の推薦を受け2店舗以上同時に申請し補助上限額を上げる場合

- ①商店改修事業推薦書（様式第12号）

◆改修工事に伴い新たに行う事業が許認可を必要とする場合

- ①許認可証等の写し

○実績報告書の提出について

工事完了後30日以内又は、補助金の交付の決定通知を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日まで。

・提出方法

窓口提出する場合 第一本庁舎5階 産業振興課

郵送の場合の送付先 〒332-8601 川口市青木2-1-1
川口市役所 産業振興課 商業観光係あて

実績報告書提出書類

◆必ず提出するもの

①川口市商店改修事業補助金実績報告書（様式第5号、別紙1）

②改修工事の契約書の写し

- ・ 契約日、契約者双方の名義、工事内容、工事金額の記載があるもの
- ・ 印紙を添付したもの

③申請者名義の工事費領収書の写し

- ・ 消費税額が記載されたもの
- ・ 印紙を添付したもの

④完了後の現場写真

- ・ 着手前の現場写真に対応する改修工事箇所のすべての写真

⑤経営診断シート（様式第8号）

- ・ 川口商工会議所において経営診断を受けて確認を受けたもの

◆交付決定後に工事金額や工事内容に変更があった場合

①変更後の見積書の写し

◆建築確認申請が必要な工事があった場合

①検査済証明書の写し

◆申請後の書類審査で指摘があった場合

①指摘された関係書類

◎対象となる業種

別表 1

常時看板を掲げ、不特定多数の来客がある店舗であることが必要です。

	業種分類	説 明	左のうち対象外となるもの
①	小売業	衣類・身の回り品・飲食料品・機械器具その他各種商品を小売している店舗 (例：靴屋、八百屋、魚屋、パン屋、肉屋、自転車屋、薬局、本屋、スポーツ用品店、花屋、コンビニ、洋品店、リサイクルショップなど)	・移動販売 ・配達のみを行う店舗 ・無人精米所
②	飲食サービス業	飲食店・飲食の持ち帰りや配達を行ってる店舗 (例：レストラン、ラーメン店、喫茶店、すし店、惣菜店、弁当屋など)	
③	生活関連サービス業	日常生活と関連して技能技術や施設を提供するサービスを行う店舗 (例：クリーニング店、理容店、美容院、エステ、リラクゼーション店、洋服直し店、旅行代理店、葬儀屋、写真プリント店など)	
④	その他	保険業、不動産業、物品賃貸業、施術業 (例：保険代理店舗、不動産屋、レンタルビデオ店、あん摩・はり・灸・マッサージ店など)	

※対象業種であっても、風俗営業・性風俗関連特殊営業は対象外です。

●対象とならない業種

	項目及び説明	
1	農業、林業	
2	漁業	
3	鉱業、採石業、砂利採取業	
4	建設業	総合工事業、識別工事業、設備工事業
5	製造業	食料品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、印刷・同関連業など
6	電気・ガス・熱供給・水道業	
7	情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業など
8	運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業、郵便業など
9	卸売業	繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業など
10	金融業	銀行業、貸金業など
11	学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門・技術サービス、広告業など (例：法律事務所、税理士事務所、動物病院)
12	宿泊業	宿泊業(例：旅館、ホテル)
13	娯楽業	娯楽業(例：ボーリング場、カラオケボックス、ゲームセンター、スポーツジム)
14	教育、学習支援業	学校教育、学習支援業など (例：学習塾、そろばん教室、体操教室、料理教室)
15	医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業(例：病院、診療所、歯科医院、助産所、保育所、介護施設) ※あん摩・はり灸などの療術業は対象。
16	複合サービス事業	郵便局、協同組合
17	サービス業(他に分類されないもの)	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、政治・経済・文化団体など

対象工事一覧表

◎対象となる工事

※市内に本社がある法人又は市内に住所がある個人に受け負わせた工事が対象です。

	対象工事	工事の例
1	建築工事	店舗の一部改修、店舗の増築、看板の設置 ※移動式の看板は対象外
2	内装工事	床・内壁・天井クロスの張替え、畳の交換、扉・ふすま・サッシ等の交換、室内のバリアフリー化、部屋の間仕切りの変更、カーテン・ブラインドの設置
3	外装工事	店舗の外壁の張替え・塗装・補修 店舗の屋根の葺き替え・塗装・防水 ※店舗併用住宅の場合、住宅部分と同デザインの外壁および住宅部分に接している屋根は対象外
4	給排水設備工事	厨房、台所の改修、トイレなど水回りの改修、雨どいの改修
5	電気、ガス工事	照明設備、コンセントの増設、給湯設備
6	無料公衆無線LAN（Wi-Fi）設置工事	配線工事費、その他無線LAN設置にかかる費用 ※ただし、回線使用料、契約料、ランニングコストは対象外とする。
7	その他 （店舗建物に固定され建物と一体となって機能する設備工事）	造り付けの家具（椅子・テーブル棚等）の造作、建物への家具の固定

●対象とならない工事

	対象外工事等	説明
1	機械設備及び備品の購入	製造機器、電化製品、家具等。 ただし、 ①工事を伴って家具や照明器具を建物に固定する場合 ②天井埋め込み式のエアコンを設置する場合は、 家具や照明器具、エアコン購入費用も補助対象とします。
2	外構工事	門扉、ブロック塀、駐車場、物置、倉庫等
3	造園工事、植木の剪定	
4	防犯カメラの設置	
5	太陽光発電システムの設置	
6	事務所・工場などの改修・改築	
7	屋外設備の設置	雨水タンク、浄化槽等
8	国、県及び市町村における他の補助金を利用する工事	
9	店舗併用住宅における住宅部分の改修工事	

様式第1号

令和 7 年 4 月 1 日

(あて先) 川口市長

川口市商店改修事業補助金交付申請書

川口市商店改修事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。
記

申請者	住所又は所在地	〒 332 — 8601 川口市青木 2-1-1		
	フリガナ	カワシカ イヤカグチ ター ヒョウトシマリヤ カグチヤウ	連絡先 (電話)	(自宅・勤務先・携帯) 048-259-9018
	氏名又は法人名及び代表者職氏名	株式会社かわぐち 代表取締役 川口太郎		
店舗の名称		かわぐち屋		
店舗の所在地		〒 332 — 8601 川口市 青木 2-1-1		
対象店舗の業種		☒ 小売業 ☐ 飲食業 ☐ 生活関連サービス業 ☐ その他 【具体的な業務内容】 雑貨・アクセサリ販売		
改修の目的		店舗入口の手動のガラス扉を自動扉に改修する。また併せて陳列棚の間隔を広げ、高齢の方やベビーカーのお客様が入りやすいようにする。		
改修により期待できる効果		客層が広がり、集客力が向上する。 それに伴い、売上の上昇が期待できる。		
予定工事金額のうち補助対象となる見積金額		消費税抜額 800,000 円		消費税額（補助対象外） 80,000 円
工事の着手及び完了予定年月日		着手 令和 6 年 5 月 20 日 ← 工事契約日（予定）を記入 完了 令和 6 年 6 月 10 日 ← 工事完了後の工事費支払日（予定）を記入		
店舗部分の延床面積		店舗部分の延床面積④ 50 m ²	所有又は貸借物件の延床面積⑤ 250 m ²	店舗部分以外の延床面積及び用途⑥－④ 200 m ² (用途 住宅)

※1 上の太枠内の必要事項をすべて記入してください。

※2 記載内容を訂正する場合、訂正箇所には二重線を引く
その上から申請者の印で訂正印を押印ください。
(インキ浸透印・シヤチハタ印不可)

受付番号	収受印